

八戸工業高等専門学校寄附金事務取扱規則

制 定 平成16年 4月 1日

最終改正 平成23年10月11日

(趣旨)

第1条 八戸工業高等専門学校における寄附金に関する事務の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第45号。以下「寄附金規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(寄附の申込み)

第2条 寄附金の申込みは、寄附金申込書（寄附金規則別紙様式第1号）によるものとする。

(受入れの決定)

第3条 寄附金の受入れは、地域テクノセンター委員会の議を経て、校長が決定する。

(受入れ通知)

第4条 校長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（寄附金規則別紙様式第2号）を当該寄附者に送付するとともに、出納命令役にその旨を通知するものとする。

(受入れ)

第5条 出納命令役は、前条の通知を受けたときは、速やかに寄附金振込依頼書を当該寄附者に送付するものとする。

(事務)

第6条 寄附金に関する事務は総務課が処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、寄附金に関する事務の取扱について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 八戸工業高等専門学校奨学寄附金受入れ及び委任経理事務取扱規則(昭和60年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月11日から施行する。